

平成27年6月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成27年6月11日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成27年6月11日 午前9宣告（第7日）

応招議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 壽子
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

不応招議員 な し

出席議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 壽子
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教育次長	吉野 広昭
副町長	村田 豊昭	産業建設課長	渡辺 公平
教育長	川井 正一	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者	真辺 美紀	町民課長	麻田 正志
総務課長	横山 覚	国土調査課長	廣田 郁雄
税務課長	田村 秀明	農業委員会事務局長	橋掛 直馬
収納管理課長	西森 恵子	病院事務局長	片岡 博彦
チーム佐川推進課長	片岡 雄司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成27年6月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

平成27年 6月11日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について） |
| 日程第2 | 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 日程第3 | 議案第31号 | 平成27年度佐川町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議案第32号 | 平成27年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第33号 | 平成27年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第34号 | 平成27年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第7 | 議案第35号 | 平成27年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第36号 | 字の区域及び名称の変更について |
| 日程第9 | 発委第6号 | 2017年4月の消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書 |
| 日程第10 | 発委第7号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第11 | 発委第8号 | 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書 |
| 日程第12 | 発委第9号 | 「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書 |
| 日程第13 | 発議第2号 | 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直し |

- を求める意見書
- 日程第 14 発議第 3 号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書
- 日程第 15 発議第 4 号 地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の
議決すべき事件に関する条例
- 日程第 16 議員派遣について
- 日程第 17 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、執行部から、報告第1号について訂正の申し出があっております。執行部の説明を求めます。

総務課長（横山覚君）

おはようございます。本年の3月定例会におきまして、平成26年度佐川町の一般会計補正予算第5号で、議決をいただきました繰越明許費につきましては、本定例会の報告事件として繰越明許費、繰越計算書を報告させていただいたところですが、この計算書の表中に記載金額の誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。お配りしております平成26年度佐川町一般会計繰越明許費、繰越計算書をごらんください。

上から4つ目の事業の新エネルギー等活用促進事業です。この新エネルギー等活用促進事業の翌年度繰越額の金額が、2,552万4千円になっておりましたけれども、千円未満の額の切り上げに処理誤りがありまして、1千円増額をしまして2,552万5千円に訂正をさせていただきます。

また、上から15番目、大体3分の2ぐらいのところがございます、事業名、四ツ白地区道路改良事業でございますが、町債の欄に、3,120万円の記入をしておりましたが、四ツ白地区道路改良事業の起債につきましては、既に収入済みのものでございまして、この3,120万円を既収入特定財源の欄に記入し直すものでございます。

こうしたことによりまして、表のですね、新エネルギー等活用促進事業の右の端ですけれども、一般財源の欄、この一般財源の金額を2,552万5千円に。そしてまた、一番下の欄の合計欄のところの翌年度繰越額を4億3,344万1千円に、そして右の既収入特定財源のところを3,120万円に、町債のところを3,850万円に、一般財源を1億5,853万円に、それぞれ訂正をさせていただくものでございます。

このたびの金額の記入誤りにつきましては、おわびを申し上げますとともに、今後はさらに整理をいたしまして、正確な事務を行ってまいります。まことに申しわけございませんでした。

以上でございます。よろしくどうぞ、お願いいたします。

議長（藤原健祐君）

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて(佐川町税条例の一部を改正する条例の制定について)、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて(佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について)、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

日程第2、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて(佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて(佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

日程第3、議案第31号、平成27年度佐川町一般会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番（下川芳樹君）

予算の内容について、1つ、お聞きをしたいことがございます。7款、1項、3目の地方道路交付金を活用した道路、橋梁整備というふうなところで、この事業費の内容について、お聞きをしたいと思います。よろしく願いいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。一般会計補正予算書案の22ページであろうかと思えます。15節の工事費にございます7,700万円の補正でございます。

これは、御質問のとおり、社会資本の交付金の地方道路交付金事業の関係でございます。まず、道路改良としまして、市ノ瀬1号線、これが市の瀬の公民館前の道路改良、続きを予定しております。それから、斗賀野の大平線、これは安岡川沿いに町道の一部、未改良の部分がある町道でございますが、その改良でございます。

さらに、今度は舗装でございます。上郷1号線。これは、旧の沢田整形外科さんの向かいから佐野屋さんまでがこの路線でございますが、舗装をやっておりまして、その続きでございます。それから、虎杖野桂線、国道494号から桂集落へ入って行くところの一部分でございます。それと、昨年度からやっております川内ヶ谷の奥畑線の続きでございます。これらに3,700万円。

それと、あとは橋梁の長寿命化に4千万でございます。箇所は、川内ヶ谷のじるぞう橋、これは国道33号の川内ヶ谷橋、これの東側にあります立野川にかかる橋でございます。それと、岡村議員の一般質問にもお答えさしていただきました県道長者佐川線から尾川の集落活動センターたいこ岩へ行く柳瀬川にかかる柿ヶ久保橋、これを予定しておるところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第 31 号、平成 27 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第 31 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 32 号、平成 27 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第 32 号、平成 27 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 33 号、平成 27 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 33 号、平成 27 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 34 号、平成 27 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番（中村卓司君）

本議会に出されております補正 1 点は、人事異動による議案がほとんどなのですが、この補正予算につきましては、1 名減と言うことで、金額が非常に多くなってるんですけども、そのへんをもう少し説明をお願いしたいと思います。

町民課長（麻田正志君）

質問にお答えさせていただきます。町民課の保険年金係が昨年度まで 5 名ということで、その配置の係の先が国保係 2 名、後期高齢者医療 2 名、それと一般会計における年金係に 1 名というふうな配置にしておりました。

今回の人事異動におきまして、保険年金係長を兼務しておりました課長補佐が生活環境係長兼務となりまして、その 1 名を減したのになっております。

それで、保険年金係昨年度までの 5 名が 4 名になっておりまして、国保係の 2 名は、昨年度と一っしょ。年金係の 1 名も昨年度と一緒にですけど、後期高齢者医療に 2 名のほうを配置して、給与を支給しておりましたところを 1 名にしたということで、課長補佐分の職員の給与費の減ということになっております。以上でございます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第 34 号、平成 27 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 35 号、平成 27 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番（森正彦君）

水道の関係で、町長の行政報告の中で 28 年度上水道、簡易水道が統合されるということがありました。ここでは補正予算の関係ですが、お聞きする機会がないので、ここでお聞きしたいと思います。構わなければ、答弁をお願いしたいと思います。

この統合の理由、そして統合することによる利用者への問題はなのか。そのあたりを教えていただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。簡易水道と上水道の統合につきましては、28 年度末ということですが、これは平成 19 年度に、国が方針を定めております。簡易水道は、本来でしたら一般会計で実施しております。上水道は、御案内のとおり公営企業会計、全部適用の中で運営しております。

近年の人口減少、それと施設の老朽化、一般会計の中ではなかなか簡易水道自体の運営が大変になり、一般会計のほうを圧縮しておるということが、経営を圧縮しておるということが平成 19 年度から言われておりまして、28 年度末には、もう統合と。あわせて、簡易水道の新規で事業を実施するとかいう場合の補助金も、もう打ち切るといような方針が出されております。

上水道のほうの補助金で、主なものはもう既になくなっております。佐川町の場合には、御案内のとおり斗賀野の簡水と佐川の上水道は、室原沖に新たな水源を確保し、岩井口の上に新たな配水池を確保し、既に、佐川上水道として統合されておりますし、加茂地区へも給水をしてございます。

黒岩簡水と尾川簡水につきましては、それぞれ水源があり配水池があり、独自で活用しておりますが、会計は公営企業会計の佐川上水道へ既にもう統合して、業務も公営企業職員の中でやっております。

そこでも国のほうで言うように、この補助金が簡易水道の中で、28年度末に打ち止めされますと、簡易水道の新たな拡張とかいうことができなくなりますので、近年、県の飲料水供給施設なんかを採用して、西山とか斗賀野のフスボリへ配置しました。

また、28年度までに、この残る補助金を、簡易水道の補助金を活用してから、中野と二ツ野へ、28年度までには拡張するように、今取り組んでおります。

また、この経営計画、水道事業経営計画、これは御案内のとおり町長の行政報告で、町長申されましたとおり、人口も特に簡水エリア内を中心に人口も減少しております。人口減というのは、大きく収益へ影響してまいりますし、施設もそれぞれ布設がえ等やりながら、方針は立てていっておるんですが、さらにこれのへんの見直しもかっちりした新たな経営計画、10カ年計画を立てていかないと、命の水の住民への供給確保というものが危惧されるようなことがあってはいきませんので、そういうことを踏まえて、経営計画を本年度中に立てるようにしてございます。ちょっと長うになりましたが、以上でございます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 35 号、平成 27 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 36 号、字の区域及び名称の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 36 号、字の区域及び名称の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、発委第 6 号、2017 年 4 月の消費税率 10%への引き上げ中止を求める意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

11 番（西村清勇君）

（以下、発委第 6 号「2017 年 4 月の消費税率 10%への引き上げ中止を求める意見書」1 ページ目朗読）

案文を朗読して提案とさせていただきます。

（以下、発委第 6 号「2017 年 4 月の消費税率 10%への引き上げ中止を求める意見書」2 ページ目朗読）

以上です。よろしくお願ひします。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第6号、2017年4月の消費税率10%への引き上げ中止を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、発委第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第10、発委第7号、地方財政の充実・強化を求める意見書、を議題とします。提案者の説明を求めます。

11番（西村清勇君）

（以下、発委第7号「地方財政の充実・強化を求める意見書」1ページ目朗読）

案文を朗読して提案にさせていただきます。

（以下、発委第7号「地方財政の充実・強化を求める意見書」2ページ目朗読）

以上です。よろしく申し上げます。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第7号、地方財政の充実・強化を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第11、発委第8号、「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

11番（西村清勇君）

（以下、発委第8号『「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書』1ページ目朗読）

案文を朗読して提案とさせていただきます。

（以下、発委第8号『「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書』2ページ目朗読）

以上です。よろしくお願ひします。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第8号、「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第12、発委第9号、「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

11 番（西村清勇君）

（以下、発委第 9 号『「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書』1 ページ目朗読）

案文を朗読して提案とさせていただきます。

（以下、発委第 9 号『「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書』2 ページ目朗読）

以上です。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第 9 号、「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第 9 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、発議第 2 号、地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

6 番（松浦隆起君）

（以下、発議第 2 号「地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書」1 ページ目朗読）

案文を朗読して趣旨説明とさせていただきます。

（以下、発議第 2 号「地方単独事業に係る国保の減額調整措置の

見直しを求める意見書」 2 ページ目朗読)

以上、よろしくお願ひいたします。

議長 (藤原健祐君)

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第 2 号、地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発議第 2 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、発議第 3 号、「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

7 番 (岡村統正君)

(以下、発議第 3 号『「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書』 1 ページ目朗読)

案文を朗読させていただきます。

(以下、発議第 3 号『「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書』 2 ページ目朗読)

以上でございます。よろしくお願ひをいたします。

議長 (藤原健祐君)

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第3号、「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第15、発議第4号、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

10番(永田耕朗君)

(以下、発議第4号「地方自治法96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例」朗読)

以上です。

議長(藤原健祐君)

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第4号、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議員派遣について、を議題とします。

お諮りします。

議会議員研修会の議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議会議員研修会の議員派遣は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第 17、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題とします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長、挨拶を願います。

町長（堀見和道君）

改めまして、皆さんおはようございます。議員の皆様方の多くの質問、御意見をいただきまして、本定例会、いろいろと私自身考えるところがある定例会となりました。

1年半前に町長として仕事を始めさせていただきましたが、これからも、そのときの初心を忘れることなく、謙虚に町政運営に当たってまいりたいと、そのように改めて思いました。

多くの方々の声に耳を傾けて、私自身が偏った考えをすることのないように、しっかりと熟慮をして人の声に耳を傾けると、その心がけを忘れることなく、今後も一生懸命頑張ってまいります。

本定例会、議員の皆様、本当にありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

本日の会議は、これをもちまして終わります。

平成 27 年 6 月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前 10 時 11 分